

船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令案について

1. 背景

第154回国会において、小型船舶に関し、その利用実態の変化等に伴う利用者のニーズに適切に応えるとともに、その航行の一層の安全を図ることを目的として、船舶職員から小型船舶操縦者を分離するとともに、小型船舶操縦士に係る資格区分の再編成のほか、小型船舶操縦者が遵守すべき事項の明確化等を内容とする「船舶職員法の一部を改正する法律」(平成14年法律第60号。以下「改正法」といいます。)が成立し、本年6月7日に公布されました。

改正法は公布の日から起算して1年以内に施行されますが、その施行に関して、以下の政令を定めることとしています。

2. 政令の概要

(1) 改正法の施行期日を定める政令

改正法の施行期日については、改正法附則第1条においてその公布の日から起算して1年以内の日を政令で定めることとしており、改正法実施に係る利用者の方への周知・広報や新制度における実施体制の確立等のために必要な準備期間等を勘案して、平成15年6月1日を予定しています。

(2) 船舶職員法施行令の一部改正

- ・ 船舶職員法施行令について、以下のとおり改正を行います。

題名の改正

船舶職員法が「船舶職員及び小型船舶操縦者法」と題名を改正することに伴い、船舶職員法施行令についても、その題名を「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令」とします。

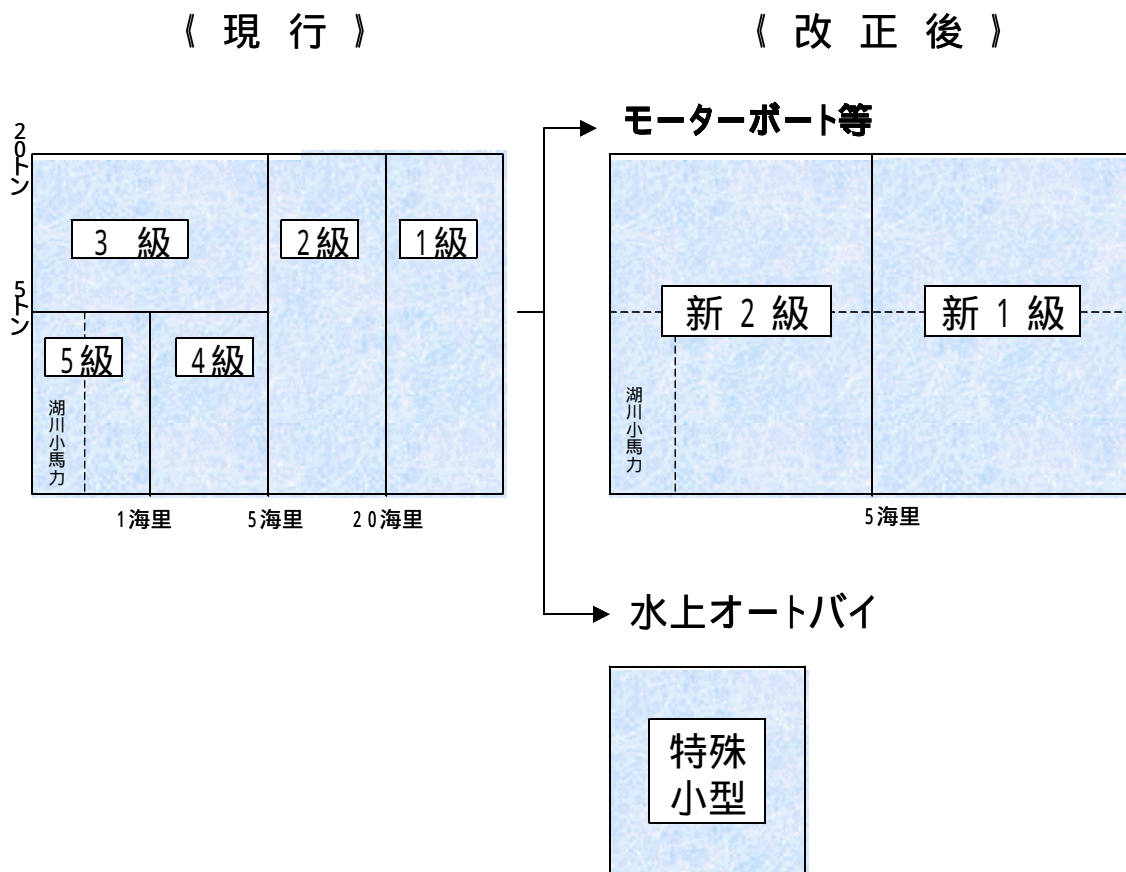
小型船舶に係る乗船基準の創設(法第23条の25及び第23条の29関係)

改正法により、現行で一級から五級に区分されている小型船舶操縦士の資格が、一級、二級及び特殊小型船舶操縦士の3区分に再編成されます。

このため、現行の資格区分に対応した基準に替えて、新たな小型船舶操縦士

の資格区分に対応した小型船舶操縦者の乗船基準を設けます。具体的には以下の表1のとおり、新一級は航行区域5海里超を航行する小型船舶の、新二級は航行区域5海里以内を航行する小型船舶の操縦がそれぞれできるものとし、また、特殊小型については、水上オートバイ専用の資格とします。

<表1>



(注) 船舶の大きさ等に応じて限定を設定

小型船舶操縦士試験機関に係る指定の更新期間（法第23条の15関係）

小型船舶操縦士試験機関に係る指定について、更新期間を5年とします。

- ・ その他、改正法による船舶職員から小型船舶操縦者の分離等に伴い、関係政令を含め、規定の整備を行います。

(3) 改正法の施行に伴う経過措置に関する政令

改正法の施行に伴い、以下のとおり経過措置を設けることとします。

現行の小型船舶操士の資格に係る免許を受有する者に対する経過措置

現行の小型船舶操縦士免許を受有している者については、改正法の施行日に、現行の資格に相当する新たな小型船舶操縦士の資格区分による免許を受けたものとみなされます。この場合の現行資格と改正後の新資格の対応関係を以下の表2のとおりとします。

また、新たに受けたものとみなされた免許について、原則として、現在受有する免許の行使範囲に応じて、小型船舶の大きさや航行区域等についての限定を行い、その限定を技能限定とみなします。

<表2>

現行資格	新 資 格
一級小型船舶操縦士 二級小型船舶操縦士	→ 一級小型船舶操縦士+特殊小型船舶操縦士
三級小型船舶操縦士 四級小型船舶操縦士 五級小型船舶操縦士	→ 二級小型船舶操縦士+特殊小型船舶操縦士

現行で受有する免許の行使範囲に応じて限定を付すこととします。

例えば、現行で4級の免許を受有している者であれば、新2級（総トン数5トンの限定）+特殊小型（水上オートバイ専用）となります。

その他

改正法の施行による円滑な新制度実施のために必要な経過措置を設けます。

（注）あくまでも現時点での原案ですので、今後の作成作業を通じて、内容等については、変更される可能性があります。